

福岡県公報

平成23年7月4日
第3275号

目次

告示(第1143号-第1147号)

- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 2
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) 2
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 2
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の指定 (健康増進課) 3
- 平成23年度行政書士試験の実施 (市町村支援課) 3

雑報

告示

福岡県告示第1143号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
福岡都市圏南部環境事業組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画ごみ処理場事業福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物最終処分場

3 事業施行期間

平成23年7月4日から平成28年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 大野城市大字中地内
- (2) 使用の部分 なし

福岡県告示第1144号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 晴天人
- (2) 代表者の氏名
福崎 雅之
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県古賀市花見東2丁目12番20号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、古賀市を中心に福津市、宗像市、糟屋郡、福岡市東区を含めた、福岡市と北九州市の中間に位置する地域に対し、各地域の人々との交流を行える事業を行い、各地域の「まちづくり」や「地域振興」を通じ、地域全体の「人の繋がり」や「情報の交流」を持てる社会活動に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1145号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人スポーツ&エデュケーション

(2) 代表者の氏名

吉田 智博

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区若久6丁目57番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、幼児・児童や青少年（以下、青少年という）に対し、健全な育成を実現するべくスポーツ振興活動、徳育学習、及び国際交流事業等を通じて、公共の施設又は一部の民間施設を有効活用し、地域教育を地域と密着した各種スポーツ団体、国際交流団体、民間企業、その他の任意団体の協力の下、青少年に生きる夢や希望を与え、広く公益に貢献する事を目的とする。

福岡県告示第1146号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成23年7月4日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
---------------	-------------------	--------	-------

新	195	大川市大字酒見256番地1 大川大木交通安全協会 会長 福山 満博	大川市大字酒見256番地1	平成23年 6月15日
旧		大川市大字酒見256番地1 大川大木交通安全協会 会長 阿津坂 正嘉		

福岡県告示第1147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年7月4日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市金生土地改良区 宮若市山口土地改良区 宮若市吉川土地改良区 宮若市中土地改良区	平成23年6月23日

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成23年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

北九州都市計画道路3・1・1号12号線

北九州都市計画道路3・2・61号11号線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年7月26日 午後7時から9時まで

(2) 場所

北九州市立 黒崎市民センター多目的ホール（北九州市八幡西区藤田4丁目1-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 北九州都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・1・1号12号線	起 点 北九州市若松区大字安瀬 終 点 北九州市八幡西区浅川台三丁目 主な経過地 北九州市若松区大字安屋	約 15,820 メートル
3・2・61号11号線	起 点 北九州市八幡西区黒崎三丁目 終 点 北九州市八幡西区大字野面 主な経過地 北九州市八幡西区下上津役四丁目	約 11,470 メートル

(2) 閲覧

平成23年7月4日から同月19日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び北九州市建築都市局計画部都市交通政策課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成23年7月19日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は

、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項及び第33条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を認定したので公示する。

平成23年7月4日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
のぞえ総合心療病院	福岡県久留米市藤山町1730番地

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成23年度行政書士試験を次のように実施する。

平成23年7月4日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木寺 久

1 試験期日

平成23年11月13日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成23年8月1日（月）から9月2日（金）まで

イ 受付機関及び申込方法

財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）

受験願書と一緒に配布する封筒（宛て先は印刷済み。）により簡易書留郵便で郵送すること。9月2日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内に記載された方法による。

エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

○ 配布期間

平成23年8月1日（月）から8月26日（金）まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、宛て先明記の返信用封筒（角形2号（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ））を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして次の宛て先まで郵便で請求すること（8

月26日必着のこと。）。

〒100-8779 郵便事業（株） 銀座支店留

財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

○ 配布期間

平成23年8月1日（月）から9月2日（金）まで（次の配布場所のうち、福岡県行政書士会を除く配布場所においては土曜日及び日曜日を除き、福岡県行政書士会においては土曜日、日曜日及び8月15日（月）を除く。）

○ 配布場所

- ・ 県民情報センター、企画・地域振興都市町村支援課、北九州市民情報コーナー、筑豊県民情報コーナー、京築県民情報コーナー及び筑後県民情報コーナー（配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで。）
- ・ 福岡県行政書士会（配布時間は午前9時から午後5時まで。）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとする。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master及びUC

③ いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

① 平成23年8月1日（月）午前9時から8月30日（火）午後5時まで

② この出願システムは、8月30日（火）午後5時で終了する。接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

③ 最終日（8月30日）は混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者については、必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがあるので、受験申込みに先立ち、必ずセンターに相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

平成24年1月30日（月） 午前9時

(2) 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。

7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター（電話03-5251-5600）に対して行うこと。